

平成30年度 上真野小学校いじめ防止基本方針

南相馬市立上真野小学校

I 基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

学校の内外を問わず、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。(インターネット・携帯電話を通じて行われるものを含む。)

(2) いじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧インターネットや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多い。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

2 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- (2) いじめの認知件数は対応件数であり児童の立場に立って積極的に認知する。
- (3) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童が自己肯定感を持てるよう、一人一人のよさを認め合う教育活動を展開する。
- (2) 道徳の授業を通して規範意識や思いやりの心を育成する。
- (3) 主体的に取り組む児童会活動や縦割り活動を通して、児童が心の結びつきや信頼感、自尊感情を高める。
- (4) 学校生活や学校外生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等の活用を図る。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめを防止するための必要な啓発活動を行う。
- (7) 家庭や地域に対し学校のいじめ対策についての基本方針を周知し連携した取り組みを行う。(4月のPTA総会とホームページ)

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校、家庭、地域社会で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(個別面談、アンケート調査、日記等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(表情や言動、友人関係、出欠状況等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話、連絡ノート、家庭訪問、教育相談、PTAの諸会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(関係機関との情報共有、学校評議員、小・中学校の情報交換等)

5 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。また、その結果等を南相馬市教育委員会学校教育課へ報告する。

- (1) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) いじめを認知した場合、他の業務に優先して、組織的対応につなげる。
- (4) 把握した事案は迅速に聞き取り、記録を残す。
- (5) 重大事案と判断した事案は、教育委員会に報告をする。
- (6) いじめられた児童を守り、いじめた児童には、毅然とした態度で、行為の善悪をしっかりと理解させる。
- (7) 謝罪や責任を問うことに終始することなく、児童の人格形成に主眼を置いた指導をする。
- (8) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (9) いじめが解消したと思われる後も、児童に聞き取りを実施し、保護者と継続的な連絡を行う。

Ⅱ 南相馬市立上真野小学校いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止体制を整備し、いじめ未然防止と早期解消に実効的に取り組むために「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

委員は次のとおりとし、学校評議員会開催時に定期協議会を開催し、いじめの実態把握と対応方針等について協議する。

ただし、重大事態等が発生した場合には、臨時いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの解消について協議する。

構 成 機 関 等	職 名 等	氏 名
いじめ問題対策連絡協議会	学 校 評 議 員	木村 清一 浜名美恵子 田中 邦男 (小林友樹)
	P T A 会 長	小林 友樹
	心理・福祉関係者 (S C)	榊原 英之
	校 長	柿沼 孝明
	教 頭	横山 浩志
	生 徒 指 導 主 事	新田 雅典

※ 心理・福祉関係者 (S C) については、必要に応じて参加していただき、いじめ問題対策連絡協議会での審議内容や情報を伝えると共に、意見や情報を密に交換できるようにする。

Ⅲ 関係機関

○福島地方方法務局相馬支局（☎ 36-3413）

- ・ 不当な差別情報等に関する人権相談
- ・ インターネット・携帯電話によるいじめの解決（削除の申し出、発信者情報の開示請求）

○南相馬警察生活安全課（☎ 22-2191）

- ・ 少年補導 ・ 声かけ事案 ・ 街頭補導 ・ 防犯教室

○南相馬地区学校警察連絡協議会（事務局 相馬農業高 ☎ 23-5 1 7 5）

- ・ 少年補導 ・ 街頭補導等

○福島県浜児童相談所南相馬相談室（☎ 26-1135）

- ・ 児童虐待相談 ・ 発達障がい相談 ・ 非行相談 ・ しつけ相談

○福島県教育庁相双教育事務所（☎ 26-1317）

- ・ 県緊急スクールカウンセラー等派遣事業
- ・ スクールソーシャルワーカーの派遣

○福島県精神保健福祉協会「ふくしま心のケアセンター」（原町保健センター内 ☎ 080-1662-3274）

- ・ 引きこもり ・ 不登校 ・ 精神疾患の疑い

○主任児童委員（児童委員）（南相馬市社会福祉協議会 ☎ 24-3415）

- ・ 家庭環境等の把握（母子家庭、児童虐待、不登校、非行等）

○南相馬市適応指導教室（やすらぎ広場 ☎ 24-1500、さくら教室・紅梅教室 ☎ 46-1420）

- ・ 学校生活や家庭生活などの悩みや心配ごとについての来所相談・電話相談
- ・ 不登校（傾向）児童生徒の生活・学習改善に向けた指導・助言
- ・ 臨床心理士による「心のケア相談会」（年10回）

○家庭児童相談室（南相馬市役所男女共同こども課）（☎ 23-7464）

- ・ 子どもの家庭における適正な養育や児童福祉に関する相談
- ・ 発達障がいに関する相談

○学校教育支援センター（☎ 24-1500）

- ・ 生徒指導研修会

○子育て支援センター（☎ 24-4558）

- ・ 就学前の幼児を対象に、子育てに関する相談

○ホットラインセンター（財団法人インターネット協会 FAX 03-6435-6695）

- ・ 違法、有害情報の通報窓口
- ・ プロバイダや電子掲示板の管理者に対する削除依頼、関係機関への情報提供

○違法・有害情報相談センター（社団法人テレコムサービス協会 ☎ 03-5644-7500）

- ・ 学校関係者などを対象に、インターネット環境における違法・有害情報、安心・安全にかかわる無料相談、違法・有害情報の削除依頼